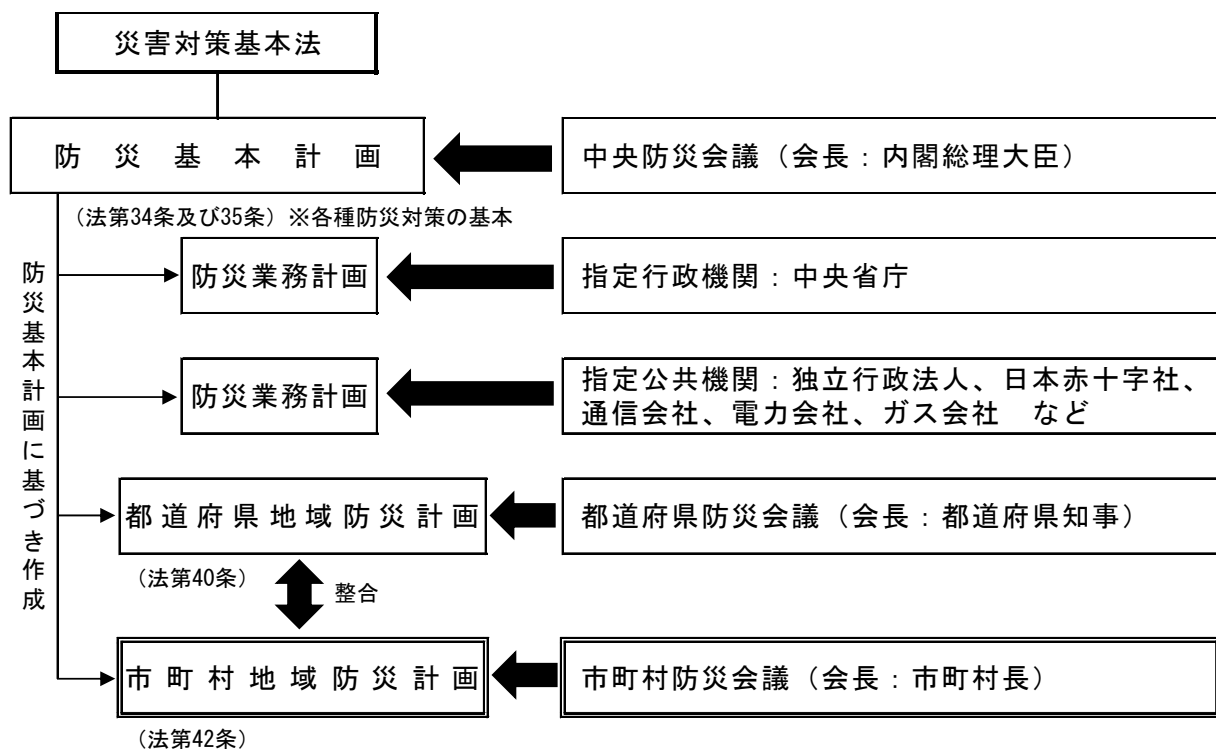


大船渡市地域防災計画の修正（案）について

1 計画の概要

大船渡市地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、大船渡市防災会議が作成する計画です。

計画には、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関の各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期すために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めています。



災害対策基本法（抜粋）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

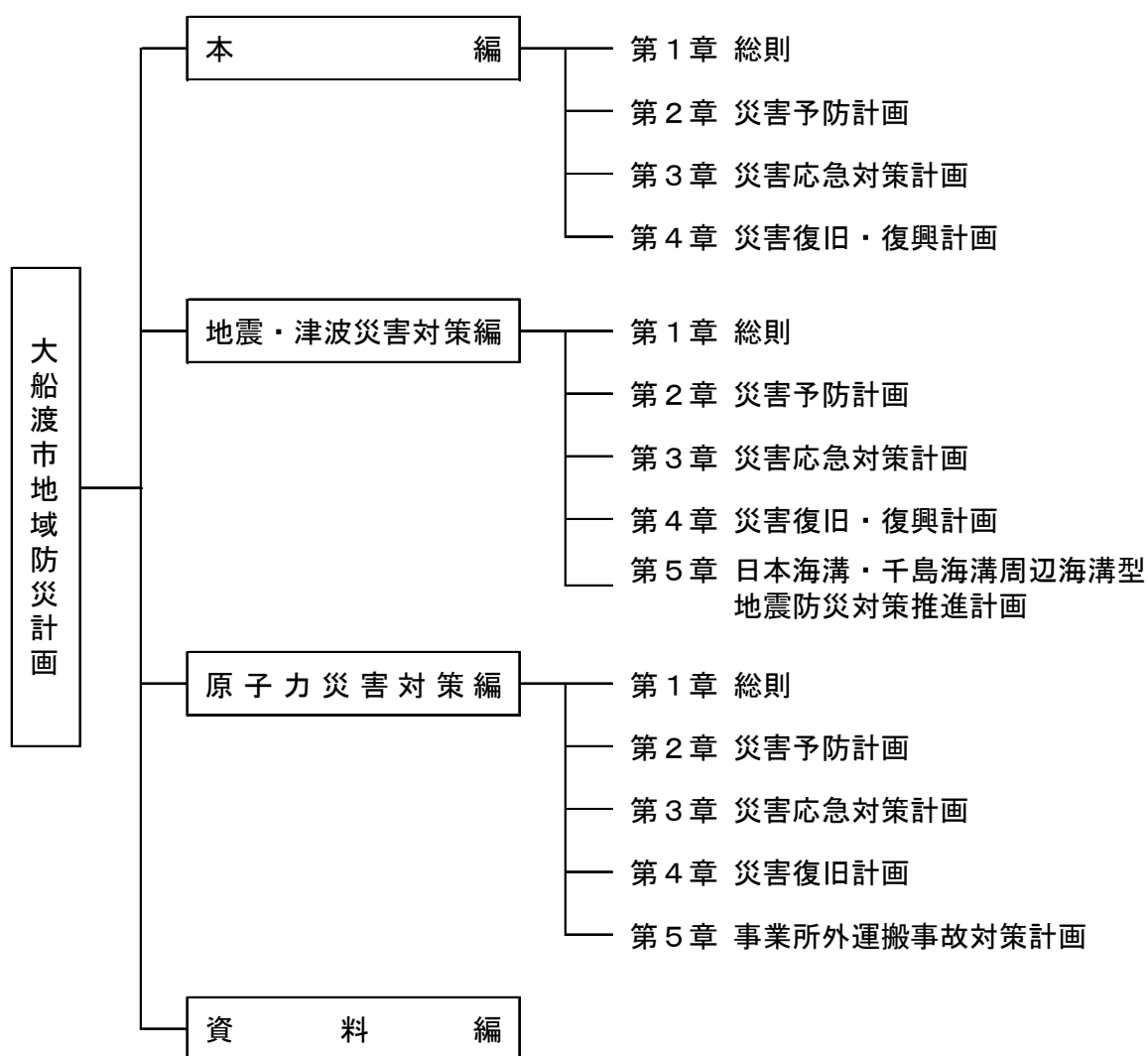
- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

2 計画の構成

あらゆる災害へおおむね共通する事項を示す本編、個別の災害対策として特記すべき事項を示す地震・津波災害対策編、原子力災害対策編及び資料編で構成されています。

各編には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する計画を定め、各主体の役割分担を明確化しています。

計画期間を定めず、また、施策間の優先順位を付けずに、網羅的に対策を記載しています。



3 計画修正の経緯

計画については、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされており、当市においても防災関係法令の改正や国の防災基本計画、岩手県地域防災計画といった上位計画との整合を図ることなどを目的として修正を行っています。

今年度については、国や県の計画と整合を図るため、計画を修正するものです。

○これまでの修正経過

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国	5月 (平成30年7月豪雨を踏まえた対策) 防災基本計画修正	5月 (避難勧告と避難指示の一本化等) 災害対策基本法改正	5月 (災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正) 防災基本計画修正	6月 (令和3年度に発生した災害を踏まえた修正等) 防災基本計画修正 9月 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画修正	5月 (最近の施策の進展等を踏まえた修正等) 防災基本計画修正	
岩手県		4月 (台風第19号災害等を踏まえた対応) 県地域防災計画修正 3月 (避難所における多様なニーズへの対応) 県地域防災計画修正	3月 (防災基本計画を踏まえた修正) 県地域防災計画修正	3月 (防災基本計画、県の防災施策を踏まえた修正) 県地域防災計画修正	3月 (防災基本計画を踏まえた修正等) 県地域防災計画修正	
大船渡市	2月 (防災基本計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3月 (防災基本計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3月 (防災基本計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3月 (防災基本計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3月 (防災基本計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正	3月 (防災基本計画及び県地域防災計画修正対応) 市地域防災計画修正

4 令和6年度修正（案）の概要

(1) 防災基本計画の修正に伴うもの

ア 多様な主体と連携した被災者支援に関する事項

- ・ 県による災害中間支援組織※¹の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
【資料2 P21、P22】
- ・ 災害ボランティアセンター運営者との役割分担等の設定、同センターの設置予定場所の明確化【資料2 P21、P22】
- ・ 災害ケースマネジメント※²などの被災者支援の仕組みの整備等
【資料2 P2、P25】

※1 NPOやボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織

※2 被災者一人一人の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

イ 住民等への情報伝達に関する事項

- ・ 通信障害発生時の関係機関及び住民に対する分かりやすい情報提供等
【資料2 P24】
- ・ 障害者の情報取得及び緊急通報のための体制整備【資料2 P3】

ウ デジタル技術の活用に関する事項

- ・避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術活用の積極的な検討【資料2 P3】

エ 地震情報等の解説・伝達に関する事項

- ・地震情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努めること及び迅速かつ正確な情報の伝達【資料2 P14、P28】

(2) 市行政組織機構の見直し及び津波避難対策緊急事業計画の変更に伴うもの

ア 市行政組織機構の見直しに伴う災害対策本部の活動体制の変更に係る事項

- ・災害対策（警戒）本部の活動体制における班編成等の変更【資料2 P7ほか】

イ 市が作成する津波避難対策緊急事業計画の変更に係る事項

- ・永浜地区の避難路整備事業（県事業）の達成時期の変更【資料2 P33】

5 計画修正のスケジュール

計画の修正については、大船渡市議会全員協議会での協議や意見公募（パブリックコメント）を実施した後、大船渡市防災会議での承認を受けて行います。

内 容	実施日
大船渡市議会全員協議会での協議	平成7年2月14日
意見公募（パブリックコメント）の実施	令和7年2月17日～2月26日
大船渡市防災会議（書面開催）	令和7年3月26日
岩手県への計画修正の報告	令和7年3月末